

第108回ILO総会に出席

― 職場における暴力・ハラスメントの根絶に関する条約・勧告を採択

雇用政策委員会国際労働部会長／三井化学参与

得丸 洋

とくまる ひろし



以下、その内容を概説する。

① 定義

大統領、英国のメイ首相(当時)、ロシアのメドベージェフ首相など、多くの国家元首・行政トップが代表演説を行うために出席した。特に欧州におけるILOの位置付けの大きさを感ぜさせられた。

討議「職場の暴力とハラスメント根絶に関する条約ならびに勧告」

第108回ILO総会が6月10～21日の日程で、ジュネーブで開催された。総会はILO加盟187カ国の最高意思決定機関であり、各国の政府・労働者・使用者の代表が一堂に会し、労働分野における法的拘束力のある条約や、国内法の整備を促す勧告案を審議・採択する。また一般討議を通じて、今後のILOの活動指針となる成果文書を取りまとめる。筆者は、日本の使用者代表として、政府代表の高階恵美子厚生労働副大臣、労働者代表の逢見直人連合会長代行とともに参加した。本稿では、その模様を紹介する。

ILO創設100周年

1919年に設立されたILOは、今年で創設100周年を迎えた。それを記念して、ドイツのメルケル首相、フランスのマクロン

今回の総会では、職場における暴力とハラスメント根絶に関する条約ならびに勧告の策定が中心的な議題であった。昨年の総会で1回目の審議が行われ、今総会における2回目の審議において、経団連としては、各国が条約を批准できるような柔軟な内容にすべく主張したが、最終的には修正された文言も含め、柔軟とは評価しきれない内容となった「勧告に補完された条約」が賛成多数で採択された。

② 対象範囲

「仕事の世界における暴力およびハラスメント」は、単発であるか繰り返し返されるかにかかわらず、身体的、精神的、性的または経済的な損害を目的とした、またはこれらの損害を引き起こす、もしくは引き起こす可能性がある一定の範囲の許容できない行為および慣行またはその脅威をいい、ジェンダーに基づく暴力とハラスメントを含む。

対象となるのは、国内法令および国内慣行により定義される雇用者、契約状況にかかわらず就労している人、インターンや見習いを含む訓練中の人、雇用契約が終了している労働者、ボランティア、仕事の応募者、個人としての使用者等である。公式・非公式経済、

都市部・農村部にかかわらず、すべてのセクターに適用される。

また、職場のみならず、出張中や仕事に関連する社会活動中、使用者が提供する住居等や、仕事の過程で、またはそれに関連して、もしくは起因して生じる暴力およびハラスメントも対象となる。

③基本原則

加盟国は、代表的な使用者団体および労働者団体と協議のうえ、仕事の世界における暴力およびハラスメントの防止および撤廃のための包括的で統合され、かつジェンダーに配慮したアプローチを各国の法律および状況に

従い採択する。

④基本原則にのっとった保護および防止措置

各加盟国は、ジェンダーに基づく暴力およびハラスメントを含む、仕事における暴力およびハラスメントを定義し、禁止するための法令を採択する。各加盟国は、仕事の世界における暴力やハラスメント(ジェンダーに基づくものも含む)を防止するため、使用者に対してその管理可能な程度に応じた適切な措置を講じることを求める法令を採択する。

⑤救済・執行

各加盟国は、暴力やハラスメントが生じた場合、適切かつ効果的な救済や紛争解決の仕組みへの容易なアクセスの確保、関係する個人のプライバシー保護、仕事の世界へのドメスティック・バイオレンスの影響の軽減等を行うための適当な措置を取らなければならない。

⑥経団連の対応

日本では、2019年通常国会において、使用者に対して、パワーハラスメント防止措置を義務付ける改正労働施策総合推進法が成立し、経団連も賛成の立場を取っている。一方、本条約は、暴力とハラスメントを禁止する国内法の整備を求めるものである。条約に沿った法制を考えた場合、わが国の労働法に、事業主のみならず労働者にも直接「禁止」を求める内容を規定できるのか、その際の制裁規定も含めて整備できるものなのかという疑問を払拭することができなかった。また、条約の具体的な対象や行為、範囲等の解釈もいまだ広範となり得るものであり、具体的に企業が対応する際の懸念も残ったままとなった。経団連は、パワーハラスメントはあつてはならないものと考えているが、条約の批准も視野に入れて検討した結果、経団連としては、条約・勧告よりも、国会で成立した改正法が企業実務の観点から現実的な対応であると判断し、条約・勧告ともに棄権した。

代表演説

総会の場では例年同様、日本の使用者の立場から代表演説を行う機会を得た。演説では、イノベーションが実現してこそ、雇用創出が行われ、ディーセント・ワークを実現させることができること、また、「職場における暴力とハラスメント根絶」に関する条約・勧告について、柔軟で国内法との整合性が確保できる内容とすることが重要であるとの点に言及した。

日本政府主催セミナー

ILO創設100周年を記念して、日本政府は社会対話をテーマとしたセミナーを6月14日にジュネーブで開催した。本セミナーには、日本の使用者側から、トヨタ自動車の奥山洋介人材開発部海外労政室海外労務グループ長が登壇し、同社の労使コミュニケーションについて講演した。



日本使用者代表として演説する筆者